

令和4年1月27日以降の「まん延防止等重点措置協力支援金（飲食店）」に関するよくあるご質問

令和4年2月21日更新
北海道

1 営業時短等要請について

Q1. 協力支援金を支給する趣旨は？

A. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、道からの営業時短等の要請に応じていただいた施設（店舗）の協力に対して支給するものです。まん延防止等重点措置に伴う売上減少を補償するものではありません。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小法人・個人事業者に対して、国では事業規模に応じた「事業復活支援金」を支給します。詳しくは、国の事業復活支援金のホームページ等でご確認ください。

<事業復活支援金（国）の概要>

要件

- ①及び②を満たす中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
 - ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
 - ②2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が2018年11月～2021年3月までの間の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

給付額の上限額

売上減少率	個人事業者	法人 年間売上高		
		1億円以下	1億円超～5億円以下	5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

Q2. 要請・協力支援金の対象となる施設（店舗）は？

A. 要請対象施設は、次の施設（店舗）です。

飲食店	●飲食又は喫茶店営業許可を受けている「飲食店」（居酒屋を含む）、「喫茶店」等 ※宅配、テイクアウトサービスを除く
遊興施設	●飲食店営業許可を受けている「キャバレー」、「カラオケボックス」等 ●飲食店営業許可を受けていない「カラオケ店」
結婚式場	●飲食店営業許可を受けている「結婚式場」等 ※披露宴等を行うホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）も含む

<要請対象外の施設（店舗）>

- 宅配・テイクアウト専門店
- イートインスペースがあるスーパーやコンビニ
- 移動販売車や屋台、露店
- 宿泊者のみが利用するホテル・旅館内の飲食店
- マンガ喫茶やネットカフェなど、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設（店舗）
- 社員のみが利用する社員食堂

【協力支援金の支給対象施設（店舗）】

要請対象施設のうち要請期間の全てにおいて、次の「★」印がついた要請に応じた施設（店舗）

従来（通常）の 営業時間	第三者認証店	支給 対象	第三者認証店以外	支給 対象
20時までの店舗	●20時までの通常営業	×	●20時までの通常営業 (酒類提供停止(持込含む))	×
20時を超えて 21時までの店舗	次のいずれかを選択(当初の選択変更不可) ■21時までの通常営業 ★ B 20時までの時短営業 (酒類提供停止(持込含む))	×	★ ■20時までの時短営業 (酒類提供停止(持込含む))	○
21時を超える 店舗	次のいずれかを選択(当初の選択変更不可) ※21時を超える営業は不可 ★ A 21時までの時短営業 (酒類提供11～20時まで) ★ B 20時までの時短営業 (酒類提供停止(持込含む))	○	※20時を超える営業は不可	
共 通	●同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とする ●業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目の遵守 ●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う			

Q3. 「従来（通常）の営業時間」とは、いつの時点のものを指すか？

A. 「従来（通常）の営業時間」とは、原則として、道が営業時短要請をしていない期間（令和3年10月1日～要請開始日前日）を指し、この期間において、看板、チラシ、ホームページなどで対外的に告知されていた営業時間や営業実態（実際に施設（店舗）を運営し売上げがある等）で判断します。

Q4. 「飲食店営業許可」の代わりに社交飲食店の営業許可を提出することで、協力支援金の支給対象になるか？

A. 営業時短等要請の前日までに食品衛生法の規定により「飲食又は喫茶店営業の許可」を受けた上で営業している施設（店舗）が協力支援金の対象になるため、「菓子製造許可」や「社交飲食店営業許可」のみでは対象となりません。

Q5. 飲食店営業許可証の有効期限が切れている場合は申請できるか？

A. 失効している場合は協力支援金の対象外となります。
営業時短要請開始日より前から有効で、かつ営業時短要請期間の全てを通して許可を得ている場合に協力支援金の対象となります。（遡及での協力支援金支給は認められませんのでご了承ください。）

Q6. ウェディング専用施設やセレモニーホールにおける飲食は要請の対象になるか？

A. 結婚式場を除き、葬祭場その他の冠婚葬祭に関する人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用するお客様のみならず飲食を提供する場合は、要請の対象外となります。
飲食店営業許可を取得する施設内でのディナー営業など不特定多数の方に飲食を提供する場合は要請対象となりますが、葬祭で利用する方のみならず飲食を提供する場合は要請の対象外となります。
ただし、結婚式場で結婚式（披露宴、二次会等を含む。以下同じ。）、その他のイベントを行う場合や、ホテル又は旅館の集会の用に供する部分で結婚式を行う場合は、要請の対象となります。
なお、協力支援金の算出に用いるのは飲食部門の売上高に限り、挙式費用や衣装代等飲食部門以外の売上は含むことができません。

Q 7. 認証店が要請期間の途中で要請内容を変更できるか？

- A. 当初の選択は変更できません。選択した要請を要請期間最後まで継続してください。
1日でも変更した場合は、協力支援金は全期間にわたって1日あたり2.5万円～7.5万円（売上高方式の場合）となります。
また、従来（通常）の営業時間が20時超21時までの施設（店舗）が、当初「従来（通常）の営業時間、かつ、酒類提供11時～20時まで」の要請を選択したが、要請期間の途中で、「20時までの営業時間短、かつ、酒類提供なし」又は「休業」に変更しても、全期間を通して協力支援金の対象外となります。
なお、要請期間が延長になった場合は、要請開始日に改めて要請内容を選択できます。

Q 8. 要請期間中に認証店となった場合、認証店の要請内容へ変更できるか？

- A. 要請期間中に第三者認証店の認証を受けた場合、認証日をもって、認証店の要請に切り替わり、要請内容を選択できます。
従来（通常）の営業時間が5時から20時超21時までの施設（店舗）については、認証後、従来（通常）の営業時間に戻すことや酒類の提供も11時～20時まで可能となります。ただし、認証日から要請期間終了日までの期間は、協力支援金の対象外となります（早期支給分の支給を受けた場合、協力支援金の返還となります）のでご注意ください。

2 協力支援金について

Q 9. 要請期間中、営業時間を短縮できずに20時（又は21時）以降も営業した日がある場合、協力支援金はどのように支給されるのか？

- A. 要請期間中の全期間（猶予期間は除く）について、営業時短した場合に限り協力支援金の対象となるため、短縮できなかった日が1日でもある場合は、協力支援金は支給されません。

Q 10. 従来（通常）の営業時間が10時から19時までの飲食店が、休業した場合は協力支援金の対象になるか？

- A. 従来（通常）の営業時間が、今回の要請外（5時から20時まで）の場合は協力支援金の対象外となります。

Q 11. 従来（通常）の営業時間が5時から20時までの飲食店が、酒類の提供を停止した場合は協力支援金の対象になるか？

- A. 従前（通常）の営業時間が、5時から20時までである飲食店等は、営業時間の短縮にならないので、協力支援金の対象外となります。

Q 12. 従来（通常）の営業時間が5時から21時までの認証店が、酒類の提供を20時までにした場合は協力支援金の対象とならないのか？

- A. 従前（通常）の営業時間が、5時から21時までの認証店は、営業時間の短縮にならないので、協力支援金の対象外となります。

Q 13. 通常時は20時（又は21時）までの営業であるが、予約があった際など、非定期に20時（又は21時）を超えて営業している場合には、協力支援金の対象となるか？

- A. 協力支援金の支給要件となる営業時間の「従来（通常）」とは、要請開始前から対外的に告知されている営業時間と営業実態（実際に施設（店舗）を運営し売上げがある等）で判断させていただきます。20時（又は21時）以降の営業が臨時的なもので、通常の営業終了時刻が20時（又は21時）を超えていない施設（店舗）は協力支援金の対象外となります。

Q14. 要請期間中に法人成や合併、事業承継等により営業主体が変わった場合は協力支援金対象となるか？

A. 飲食店営業許可の承継届を行った相続人並びに合併、分社化した法人は協力支援金の対象となりますが、新たに営業許可を取得した場合は原則、対象外となります。

ただし、新たに営業許可を取得した場合であっても、合併、分社化、法人成りした法人や法人に所属していた個人が店舗運営を引き継いだ場合などで、従前の飲食店営業との継続性が認められる場合（店舗名や所在地、メニューの変更がない等）は事務局に相談してください。協力支援金の対象となった場合は、過去の売上高を基準に売上高を算定することが可能となります。

Q15. 要請期間中に飲食店営業許可を取得し、新規に開店しました。要請期間途中から要請に協力した場合は協力支援金の対象とならないのか？

A. 今回の要請期間の開始日より前に飲食店営業許可を取得し、かつ、営業を開始していた方が協力支援金の対象となるため、全期間を通じて協力支援金の対象外となります。

Q16. 要請期間中に開店予定だった。協力支援金の対象とならないか？

A. 今回の要請期間の開始日より前に営業実態（実際に施設（店舗）を運営し売上げがある等）がないため、協力支援金の対象外となります。

Q17. 要請期間前（又は期間中）に廃業した場合は協力支援金の対象となるか？

A. 全期間時短要請に応じた営業時間の短縮とは言えないため、協力支援金の対象外となります。

Q18. 要請前から長期間休業している場合は、協力支援金の対象となるか？

A. 協力支援金はいくまでも要請に協力いただいた施設（店舗）を支給対象としています。売上高が減少した店舗を支援するという主旨ではありません。よって短期的、一時的な休業でなく、道の営業時短要請が解除された令和3年10月以降も経営上や健康上の理由など、自己都合による長期の休業の場合は、新型コロナウイルスの感染対策を含んでいたとしても要請に応じた休業（営業時間の短縮）と言えず、協力支援金の対象外となります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小法人・個人事業者に対して、国では事業規模に応じた「事業復活支援金」を支給します。詳しくは、国の事業復活支援金のホームページ等でご確認ください。

<事業復活支援金（国）の概要>

要件

①及び②を満たす中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者

①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

②2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が2018年11月～2021年3月までの間の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

給付額の上限額

売上減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高		
		1億円以下	1億円超～5億円以下	5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

3 協力支援金の算出方法について

Q19. 売上高にテイクアウト分や宿泊者の飲食代の売上を計上することは可能か？

A. 協力支援金に係る売上高（税抜き）の算定は、時短の対象となる売上高のみとなります。このため、テイクアウトや宿泊者の飲食、物販など、営業時短要請の対象とならない売上は、売上高から除外してください。

なお、売上高を区別できない場合は、下限額で申請していただくことになります。

Q20. 今年度、経営する法人（個人事業者）が変わったが、昨年の実績として前法人（前個人事業者）の売上げを使って申請できるか？

A. 原則、同一店舗であっても、異なる経営者の売上げを使って申請はできません。このため、中小企業・個人事業者であれば、下限額となります。大企業の場合は協力支援金額は0円となります。ただし、相続、合併、分社化による飲食店営業許可の承継届を行っている場合は、前店舗の売上を使うことが可能となります。

4 申請方法・申請書類について

Q21 営業許可者と申請者が異なる場合も申請は可能か？

A. 原則、営業許可者に申請していただきます。

なお、転居、結婚等による改姓、相続、法人名変更、法人合併・分割などにより、営業許可証に記載されている住所・氏名・法人名が申請者と異なる場合（営業委託を受けて営業している場合等を含む）には、名義が異なる経緯や理由を確認できる書類が必要となります。（戸籍謄本、法人設立届、履歴事項全部証明書など）

Q22. 業務委託契約により受託者が店舗を運営している場合はどちらが申請対象となるか？

A. 原則、営業許可者に申請していただきます。

また、協力支援金は、1つの施設（店舗）につき1交付となります。重複申請防止のためにも委託者と受託者（例：店長とオーナー）どちらが申請するか、相談の上申請してください。

Q23. 一つの施設（店舗）を共同経営（使用）している場合、それぞれ申請できるか？

A. 原則として一つの施設（店舗）につき1交付となるため、双方協議の上、どちらか一方の管理者が申請してください。

Q24. 複数の店舗を有しているが、店舗の数ごとに協力支援金が支給されますか？また、全ての店舗が要請に応じてないと支給されないか？

A. 要請に応じていただいた店舗ごとに支給されます。

Q25. 申請にあたっては、どのような書類を準備すればよいのか？

A. 要請期間中に要請に応じたことを確認するため、営業時短や休業していることなどを店頭（店外）に掲示していることが分かる写真に加え、その他要請に必要な許可証の写しなどの書類を提出していただきます。

共通	営業に必要な許可を取得していることが分かるもの (申請を行う全ての施設分)	飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し ※営業許可証に記載された名義が申請者と異なる場合、申請者との関係性を示す資料をあわせてご提出ください(戸籍謄本、住民票、法人設立届、法人登記事項証明書、雇用契約書、委託契約書の写しなど)
	業種・業態・従前の営業時間が確認できるもの (申請を行う全ての施設分)	①外観(店舗名が確認できる)写真 ②内観(飲食スペース及び感染防止対策等を行っていることが分かる)写真 ③従来(通常)の営業時間が分かる施設の掲示物、宣伝チラシ、店舗のホームページ、メニュー表、SNS画面など 注意:①～③の内容がわかるようにして提出して下さい
	要請に協力していただいたことが分かるもの (申請を行う全ての施設分)	①要請期間中に営業時短・休業、酒類提供の取りやめ(酒類の提供のある施設のみ)ている案内を店頭(店外)に掲示していることが分かる写真 ②要請期間中に営業時短・休業、酒類提供の取りやめ(酒類の提供のある施設のみ)たことが分かる掲示物、告知チラシ、店舗のホームページ、SNS画面、DMの写しなど 注意:①②の内容がわかるようにして提出して下さい ※要請期間中に第三者認証を取得した施設(店舗)が要請(協力)内容を変更した場合は、変更前と変更後の①②を提出して下さい。
	振込先口座の写し(通帳等の表紙をめくった1ページ目のコピー)又は支援金通知書の写し	次の事項が分かるページの写し 口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、店舗名
個人	売上高及び営業実態が確認できるもの ※下限額の申請の場合、 ①、③、④は省略可	①1日当たりの売上高を算出した年(2019年、2020年又は2021年)の参照月の売上台帳等の帳簿の写し(申請を行う全ての施設分) ※新規開業(開店)等の特例で申請する場合は、選択した年月に対応したものを提出
		②直近の確定申告書「第一表」 ※個人番号は塗りつぶしたもの
		③1日当たりの売上高を算出した年の確定申告書の写し(「第一表」の写し。) ※個人番号は塗りつぶしたもの ※新規開業(開店)等の特例で申請する場合は、選択した年月に対応したものを提出
		④1日当たりの売上高を算出した年の青色申告決算書(月別売上高)の写し/白色申告収支内訳書の写し ※新規開業(開店)等の特例で申請する場合は、選択した年月に対応したものを提出
		【創業後間もなく、決算期や申告時期を迎えていない場合】 ⑤「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し
		【売上高減少額方式により算出する場合】 ⑥2022年参照月の売上台帳等の帳簿の写し
法人	売上高及び営業実態が確認できるもの ※下限額の申請の場合、 ①、③、⑤は省略可	①1日当たりの売上高を算出した年(2019年、2020年又は2021年)の1～2月の売上台帳等の帳簿の写し(申請を行う全ての施設分) ※新規開業(開店)等の特例で申請する場合は、選択した年月に対応したものを提出
		②直近の確定申告書「別表一」
		③1日当たりの売上高を算出した年の確定申告書の写し(「別表一」の写し。) ※新規開業(開店)等の特例で申請する場合は、選択した年月に対応したものを提出
		④直近の法人事業概況説明書(月別売上高)の写し
		⑤1日当たりの売上高を算出した年の法人事業概況説明書(月別売上高)の写し ※新規開業(開店)等の特例で申請する場合は、選択した年月に対応したものを提出
		⑥履歴事項全部証明書の写し 【創業後間もなく、決算期や申告時期を迎えていない場合】 ⑦「法人設立・設置届出書」の写し 【売上高減少額方式により算出する場合】 ⑧2022年参照月の売上台帳等の帳簿の写し

※必要に応じて追加資料の提出を求められる場合があります。

※申請内容やこれまでの申請状況によって、提出を省略できる書類があります。詳しくは、申請時に公表する「手引き」や「必要書類チェックリスト」でご確認ください。

Q26. 営業時短等を示す「貼り紙」が道HPにあるが、必ずこの貼り紙を使用しなければならないのか？

A. 営業時短要請に応じていただくにあたっては、お客様に下記の必要事項を店頭（店外）表示し、周知していただく必要があります。

必ずしも、道HPに掲載する貼り紙を使用する必要はありませんが、貼り紙に必要な事項が記入されていないと協力支援金が支給されないことがありますので、できるだけ道（又は市町村）HPのものをご利用ください。

<貼り紙に掲載が必要な事項>

- ・営業時短等の実施期間（＝要請期間）
- ・従来（通常）の営業時間からの変更を明記
- ・施設（店舗）名

Q27. 申請後、どの程度の期間で協力支援金が支給されるか？

A. 全道で第三者認証制度が導入されたことに伴い協力支援金の制度が複雑化し、これまでより審査に時間を要する可能性があります。申請書類に不備等がない場合、受付終了後4週間程度の支給に努めますのでご理解願います。

また、申請された時点の受理している申請件数や、不備案件の処理状況などにより、審査に要する日数が変わってきます。特に申請期間の締め切り間際は申請が集中しますので、早めの申請をお願いします。

Q28. 申請書を普通郵便で送付したが、届いているか確認したい？

A. 郵便物の到着に係る確認の問合せには対応できません。このため、簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ、配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください。また、発行された本人控えを忘れずに保管してください。

Q29. 郵送申請の場合、当日消印有効とあるが、申請受付期間最終日までに投函すれば良いか？

A. 申請受付期間最終日にポストに投函しても、当日の消印になるとは限りません。申請受付期間超過後の消印の申請については受け付けません。余裕を持って申請されるか、期限間際に提出される場合は、郵便局の窓口等で直接、提出するなど、申請期間内の消印となるよう注意してください。

5 その他

Q30. 協力支援金は課税対象となるのか？

A. 協力支援金は事業所得に区分されるため、課税対象であると考えられます。詳細については、税務署にご確認ください。

Q31. 今回の協力支援金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、協力要請推進枠交付金は充てられているのか？

A. 道（道が支給事務を委任している石狩管内各市町村（札幌市を含む）、小樽市、旭川市も含む）が支給する協力支援金については、協力要請推進枠交付金が充てられています。

Q32. 今回の協力支援金を受給した場合、国の「事業復活支援金」は受給できるか？

A. 受給対象となり得ます。

国によると、営業時短要請に応じた月を対象月として「事業復活支援金」の申請をする場合、要請に応じた月の分の協力支援金の金額を、その月の事業収入に算入した上で、「事業復活支援金」の給付要件を満たす場合は、協力支援金の対象となる施設（店舗）であっても給付対象となるということです。詳しくは、国の事業復活支援金のホームページ等でご確認ください。